

令和8年度 生物多様性しが戦略推進事業 プロポーザル実施要領

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度生物多様性しが戦略推進事業

(2) 業務の目的

「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～」に基づく、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業・地域団体等の多様な主体と連携し、生物多様性保全の取組を推進する。

(3) 業務内容および実施区域等

別紙「令和8年度生物多様性しが戦略推進事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約の期間

令和8年8月25日（火） から 令和9年3月23日（火）まで

2. 予定価格

4, 9 9 8, 1 4 7円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

3. 参加者

公募による

4. 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。

● 営業種目：大分類「役務」 中分類「各種調査業務」または「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL077-528-4314

5. 説明会

開催しない

6. 担当部署（問い合わせ先）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課

TEL：077-528-3483 FAX：077-528-4846 E-mail：dg0002@pref.shiga.lg.jp

7. 実施要領等の交付

交付期間：令和8年7月13日（月）から令和8年7月31日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時00分から17時00分まで

交付場所：滋賀県ホームページの当プロポーザル公告に掲示する実施要領等のファイルのダウンロードまたは、6に示す場所において交付する。郵送による交付も行うが、その場合の送料は交付希望者の負担とする。

8. 参加申込および提案書の提出方法、提出先および提出期限

(1) 参加申込

提案書提出前の申込は不要である。

(2) 提案書（様式1～4）

提出方法：持参または郵送によること。

提出先： 6に同じ。

提出期限：令和8年7月31日（金） 17時00分必着

提出部数：6部（正本1部、副本5部）

※副本5部には、審査の公正を期すため、会社名、住所、ロゴマーク等の参加者を特定できる表示をしないこと。

※持参する場合の受付時間は、平日9時00分から17時00分までとする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること（なお、郵送の場合は必ずその旨を6まで連絡すること。）。

9. 公募型プロポーザルに係る質問

提出方法：持参または電子メール（質問票の様式は自由。）

提出先： 6に同じ。

提出期限：令和8年7月22日（水） 12時00分必着

※持参する場合の受付時間は、平日9時00分から17時00分までとする。

※メールによる場合は、提出先に受信確認を行うこと。

質問に対する回答は、各事業者からの質問を全てまとめて、質問票を提出した全事業者あてに令和8年7月27日(月)を目途にメールにて回答するほか、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14035.html>

10. 選出方法

- (1) 滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課が設置する審査会（委員4名（予定））において、提出された提案書等をもとにその内容を総合的に勘案し、予定価格の制限の範囲内において合計点が最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定する。

(2) 審査基準

各審査委員は、審査項目①～⑥について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、点数をつける（5：十分認められる、4：ほぼ認められる、3：普通、2：やや不足している、1：不足している）。なお、項目①については評価点を5倍、項目②は3倍、項目③、④は2倍して重みづけを行う。

項目⑦については、実績の件数を3倍して点数をつける。項目⑧については、予定価格の80%未満は15点、80%以上85%未満は12点、85%以上90%未満は9点、90%以上95%未満は6点、95%以上同額以下は2点とする。

項目⑨～⑬については、企画提案書等の提出の日において評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき1点、項目⑭の評価内容を満たす場合は1点を各審査委員の合計点数に加点する。

【審査項目】

項 目	審査の視点	点数
提案内容	① 保全地域の拡大に向けた取組 農地や森林、自治体所有地における自然共生サイトの取組が促進されるよう、自然共生サイトの事例に関する情報の収集、整理について具体的な内容・方法が提案されているか。 また、整理した情報を踏まえた勉強会等の実施について、保全地域の拡大に資するような具体的な提案がされているか。	25
	② 生物多様性の主流化に向けた取組 生物多様性の主流化に向けた研究等について、企業等による生物多様性保全の取組が促進されるような報告会等の実施方法について、具体的な内容が提案されているか。	15
	③ 自然共生サイトを活用した環境学習事例集の作成 自然共生サイトの認定者を始めとした多様な主体による環境学習への取り組みが促進されるような事例集の作成について、具体的な内容・方法が提案されているか。	10
	④ しが戦略の中間評価に向けた提案 中間評価に向けた評価手法や見せ方について、具体的な内容・方法が提案されているか。	10
実施体制	⑤ 方法およびスケジュール等が無理のない具体的な内容か。	5
	⑥ 事業を円滑に遂行できる実施体制となっているか。	5
過去の実績	⑦ 類似事業の取組実績があるか。（実績がない場合は、配点は0とする。）	15
価格妥当性	⑧ 経費削減に配慮されている等、価格が妥当な内容か。	15
合 計		100

【加点項目】

項目	評価内容	配点
社会政策 推進	⑨ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録の有無	1
	⑩ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての厚生労働大臣認可の有無	1
	⑪ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出の有無	1
	⑫ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか 1. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている 2. 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用されている 3. 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている 4. 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている	1
	⑬ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
	⑭ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか 1. 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 2. 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録 3. 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 4. 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
県内事業者の優先	⑮ 滋賀県内に本店を有する事業者であるか	1

- (3) 合計点の平均点が 60 点に満たない場合は、契約予定者とししない。
- (4) 審査会日程（予定）：令和 8 年 8 月 19 日（水）※なお、プレゼンテーションは実施しない。
- (5) 審査会が必要と認めた場合は、審査会が指定する提案書等の提出者に、ヒアリングを実施する場合がある。この場合の日程・場所等については、別途通知するものとする。
- (6) 企画提案の採否（審査結果）は、文書で通知する。

11. 失格または無効

次の各号に該当した場合は、失格または無効となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 見積金額が予定価格を超えるもの。
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 当該プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。ただし、本審査以外には利用しない。
- (5) 提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。